

土砂のたい積許可決定通知書

春環政発第93号
令和5年4月27日

有限会社西谷開発
代表取締役 西谷 学 様

春日部市長 岩谷 一 弘



令和5年4月19日付けで申請のあった土砂のたい積については、春日部市土砂のたい積の規制に関する条例第6条第1項の許可の決定をしたので通知します。

許可の条件

- 1 申請書に記載された計画に従って土砂のたい積を行うこと。
- 2 土砂のたい積を行う期間は、区域内の見やすい場所に標識を掲示すること。
- 3 土砂のたい積に着手してから10日以内に着手の届出をすること。
- 4 土砂のたい積に着手してから3ヶ月を越えるごとに、経過後20日以内に定期の届出をすること。
- 5 土砂のたい積の完了後10日以内に完了の届出をすること。
- 6 土砂のたい積に着手後、3ヶ月以内に完了した場合は、完了後10日以内に完了の届出、完了後20日以内に定期の届出をすること。
- 7 市長が別に通知をする場合を除き、土壌含有量調査をカドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素について5地点混合法による測定を行い、速やかに汚染調査結果の届出をすること。

・ 試料数及び調査頻度

たい積の着手より6ヶ月ごと及び完了時に1200㎡より2試料を作り測定すること。

敬 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注意事項

- 1 申請書に記載された計画に従って土砂のたい積を行うこと。
- 2 条例第4条の規定に基づき、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂のたい積を行う土地の周辺的生活環境の保全に配慮すること。
- 3 条例第11条の規定に基づき、許可を取り消すことがある。
- 4 条例第13条の規定に基づき、関係書類の写しを、土砂のたい積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させること。

標識（様式第8号）

春日部市土砂のたい積の規制に関する条例に 基づく土砂のたい積の許可標識			
許可を 受けた者	住 所	埼玉県春日部市内牧2639番地2	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	有限会社 西谷開発 代表取締役 西谷 学	
許可の 要 素	許 可 番 号	春環政発第93号	
	許 可 年 月 日	令和5年4月27日	
	土地の 区 域	所 在	埼玉県春日部市水角212番地1
		面 積	2351㎡
	申請人	住 所	埼玉県春日部市内牧2639番地2
		氏名又は名称 (代表者氏名)	有限会社 西谷開発 代表取締役 西谷 学
連 絡 先		048-797-5536	
た い 積 期 間	許可日より2年		
許可をした 機 関	名 称	春日部市長	
	連 絡 先	048-736-1136	

50cm以上

50cm以上